

決議案第 2 号

松岡秀樹議員に対する議員辞職勧告決議

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年11月29日提出

提出者 長門市議会議員 岩 藤 睦 子

賛成者 長門市議会議員 林 哲 也

賛成者 長門市議会議員 重 村 法 弘

賛成者 長門市議会議員 吉 津 弘 之

賛成者 長門市議会議員 田 村 大 治 郎

賛成者 長門市議会議員 ひさなが 信也

長門市議会議長 南 野 信 郎 様

松岡秀樹議員に対する議員辞職勧告決議

我々議員は、市民全体の奉仕者として、その職責の重さを深く自覚するとともに、人格と倫理の向上に努め、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

松岡秀樹議員は、令和2年12月に宇部市から本市に住民票を異動し、令和3年4月執行の長門市議会議員一般選挙において初当選を果たし、現在に至っている。

居住実態の問題が表面化した令和6年6月までの約3年間、複数の市民から「松岡秀樹議員は人丸の自宅にほとんどおらず、本市での居住実態がないのではないか」との声が寄せられており、本市議会は8月22日、その真相を究明し説明責任を果たすため、長門市議会議員政治倫理審査会を設置した。

審査会は、地域住民の聞き取りから得た証言、電気水道使用量、車の走行距離、独自調査を行った議員等の証言や独自調査の内容を総合的に考慮した結果、「議員に当選してからこれまでの間、松岡秀樹議員の居住実態は、油谷人丸の自宅であるとは言い難く、宇部市の住居が生活の本拠であると推認できる」と指摘した上で、「長門市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号及び第2項の政治倫理基準に違反していると判断する」との報告書を議長に提出した。

本市に居住実態があるとする松岡秀樹議員の主張は到底認められるものではなく、審査会の報告書から、被選挙権を有していないと判断せざるを得ない。

よって、本市議会は松岡秀樹議員に対し、自らの意思と責任により、市議会議員の職を辞することを強く求め、勧告するものである。

以上、決議する。

令和6年11月29日

長門市議会